

財務省告示第七十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
 平成十九年二月二十六日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。
 平成十九年三月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	振替法の適	用等	発行方法	募入決定の	方
利付国庫債券（二十年）（第三十 四回、第三十五回、第三十六回、 第三十七回、第四十回、第四十 一回、第四十三回、第四十五回、 第四十七回及び第四十九回）	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応じた者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行し、その応募額を順次 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当ててからその応募額を順次 額面金額で九百九十五億 円	額面金額で九百九十五億 円	千億五千万円	千億五千万円	最低額面金額

九 振 額

替 単 位

十 十
一 発

発 行 価 格
行 日

振替法の規定による最低振替額と金の簿
 の記載又は記録は、最も額の金
 額の整数倍の金額によるものとす
 ずる。平成十九年二月二十六日
 発行対象国債ごと、面に金額
 百円につき、次の算式により算
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \times \text{残存年数}$$

十 十
三 二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) (別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加え、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号の規定する期日に払い込
 むものとすること。

の率前十発行、
 金額の償還の
 面額か償還の
 額国債の償還
 の象行の翌日
 象行の発行日
 対行の発行日
 各発行の各期
 100×各発行
 総額×各発行
 名額 / 100×各
 子に日支規数
 利率 / 100×各
 日支規数 (利率
 子に日支規数 / 365
 日支規数 / 365

(二)

発行時に、その利息
 係る所得が源泉徴収され
 るものと記載しては、記
 録され、その利息

十四
利
子

第十号に規定する発行の各
種除税の控除率を乗じた額を
算し、各対象債の発行後、各
う。式により、算出し、期た
日。に、た、し、の、銀、行、支、業
日。に、た、し、の、銀、行、支、業
す。に、日、に、う、算、と、発、第
る。期、日、に、う、算、と、発、第

略発行対象国債の利率 / 100 × 1
/ 2

十五
十六
十七
十八

償還金額
償還金の
入札の基
準とする
各発行の
象国債の
利回り
元利金の
払戻支

（別表のとおり）
額面金額は、
平成十九年
証券協会の
頭売買参考
た各発行の
利回りとする。
日本銀行

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成十九年二月二十六日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第二十年四回)	三・五%	平成十九年三月十日	二十億円
利付国庫債券 (第三十年五回)	三・三%	平成十九年三月十日	十七億円
利付国庫債券 (第三十年六回)	三・〇%	平成十九年三月十日	十億円
利付国庫債券 (第三十年七回)	三・一%	平成十九年三月十日	五百六億円
利付国庫債券 (第四十年一回)	二・三%	平成十九年三月二十日	六十四億円
利付国庫債券 (第四十年二回)	一・五%	平成十九年三月十日	二億円
利付国庫債券 (第四十年三回)	二・九%	平成十九年三月十日	二百十六億 円
利付国庫債券 (第四十年四回)	二・四%	平成十九年三月十日	十億円
利付国庫債券 (第四十年七回)	二・二%	平成十九年三月十日	四十三億円
利付国庫債券 (第四十年九回)	二・一%	平成十九年三月十日	百七億円